

# 令和3年度 第7回議事録

井原市農業委員会

令和3年10月5日(火)

- 1 招集日時 令和3年10月5日(火) 午前10時00分
- 2 開会日時 令和3年10月5日(火) 午前9時52分
- 3 閉会日時 令和3年10月5日(火) 午前10時29分
- 4 会議の場所 井原市役所 5階 501・502会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏名	出欠等の別	議席 番号	氏名	出欠等の別
1	欠員		9	佐能直樹	出席
2	早川康史	出席	10	田中敏子	〃
3	田中昭和	〃	11	川上茂	〃
4	山岡宏子	〃	12	三村多美子	〃
5	石井昭子	〃	13	簀戸利昭	〃
6	澤木功	〃	14	佐藤千恵子	〃
7	金澤憲男	〃	15	森永忠義	〃
8	坂屋友治	〃	16	上野博幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏名	出欠等の別	担当 区域	氏名	出欠等の別
1	佐藤尚孝	出席	4	三宅勝志	出席
1	谷本悦久	〃	4	山本哲章	〃
2	斎藤俊二	〃	5	川上新太郎	〃
3	植田隆志	〃	5	川上哲雄	〃
3	黒木敬之介	〃	5	三宅英夫	〃

7 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
理事	岡本健治	主任主事	八杉崇永
局長	中山浩一	主任主事	吉田知博
次長	多賀浩恵	主事	岩川悠一郎
主任主事	河合健祐		

	氏名		氏名
傍聴人			

## 8 提出議案

議案番号	議 題
議案第 24 号	井原市行政財産の用途廃止に係る意見について
議案第 25 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 26 号	農地法第 5 条許可申請について
議案第 27 号	農用地利用集積計画の同意について

## 9 結果

議案番号	議 題	採決結果
議案第 24 号	井原市行政財産の用途廃止に係る意見について	同意
議案第 25 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 26 号	農地法第 5 条許可申請について	許可
議案第 27 号	農用地利用集積計画の同意について	同意

### 10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	15番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	3番	田 中 昭 和
井原市農業委員会委員	4番	山 岡 宏 子

### 11 議事経過の概要

次のとおり

## 第 7 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 3 年 10 月 5 日 午前 9 時 52 分、会長が第 7 回農業委員会の開会を宣した。

会 長 朝晩急に寒くなりました。キヌムスメは稲の実の充実が遅れているということで、気候変動なのか長雨なのか影響しているようです。コシヒカリは白濁米が非常に多いという状況だそうです。

コロナの影響がありまして、コメの値段が非常に下落しております。政府米の在庫はほとんどなくなったようですが、民間の在庫量が 219 万トンあると、少し前の新聞に出ていました。これをこれからさばいていかなければ、古米が古々米になってしまいます。生産状況は平年並みになっているということです。価格はさらに下落傾向に向かうということです。そういった中で、量より質、特色があるコメ、消費者の人気の的になるようなコメを作っていかないと、これからはさばけないと思います。できるならば、個人売りをしっかりした方が良く、個人的には思います。

価格的には、コシヒカリは概算払で 60kg が昨年 13,800 円だったのが、今年は 10,500 円です。3,300 円安くなっています。キヌムスメも同じような状況です。付加価値米として、ちょっと名前を変えて良いコメを作ったらちょっと高めに概算払しますということになっています。

百姓にとっては前途多難な時代になりました。政府もコロナ対策をしっかりやりますと言っていますから、できるなら農業関係も目を向けてほしいと思います。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、3 番席の田中昭和委員、4 番席の山岡宏子委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。本日は、農業委員、推進委員ともに全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 24 号井原市行政財産の用途廃止に係る意見について、議案第 25 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 26 号農地法第 5 条許可申請について、議案第 27 号農用地利用集積計画の同意について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしくお願いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できるだけ短時間で終わりたいと思います。事務局の説明のうち、事前にお配りしております議案に記載してある事柄は可能な限り省略し、簡潔に説明するようにお願いたします。

それでは、議案第 24 号「井原市行政財産の用途廃止に係る意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 1 番の●●●●の件について朗読説明。

現在、申請地は、道路・水路としての機能を失っており、申請人が耕作する田の一部となっています。これを市から払い下げを受け、名実ともに申請人所

有の田及び申請人の親族所有の田と一体で利用するものです。周辺農地の農業利用上の支障が無いことについて意見書の交付を求められたものです。

なお、この議案で同意がされましたら、議案第 25 号の農地法第 3 条許可申請で、申請地の払い下げによる取得についてご審議いただくこととなります。

以上です。ご審議の程、よろしく願います。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。9月27日に会長、●●委員、私と、事務局で現地確認をいたしました。この案件は、以前6月と7月にも同じような案件が出ています。土地は、●●号線を●●から●●へ入りまして、●●●●の交差点を●●方面に入って、●●●●から100m程のところですか。以前も許可になっていますし、同じような案件で、別に問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、同意として決定いたします。  
続きまして、議案第 25 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 25 号農地法第 3 条許可申請は 3 件で、すべて所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●(持分 1/2)・●●●●(持分 1/2) の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしく願います。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は●●●●の西側、●●●●の店舗の南側に位置しております。奥様が●●町の出身で、譲渡人と親戚関係にあるそうです。申請地は譲渡人が相続されて管理されていましたが、遠方ということで、今後管理が困難ということで、今回譲り受けということになったそうです。他にも近くに奥様の農地もありまして、ご夫婦で野菜や果樹を作りに行かれています。今後申請地には果樹を植える予定ということでありまして、問題無いと考えております。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。先程ご審議いただいた議案第24号と関連しています。現状に合わせるということですので、問題無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は●●池の北側約1kmの所にあります。譲受人に話を伺いました。譲渡人は高齢で後継者も居られないので、近所で畜産業を行っている譲受人に譲り渡すことにされました。現状は田と畑ですが、田は畑として牧草を植え付け、肥育牛の飼料にされるそうです。譲受人は肥育牛の生産を大規模にされていて、将来的にも問題はありません。また、耕作放棄地が少しでも減って農地として活用されるので良い事だと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、議案第26号農地法第5条許可申請についてを議題とします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第26号農地法第5条許可申請は4件で、すべて所有権の移転に

関するものです。それでは、1番について説明いたします。

1番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、譲受人は申請地の道路を挟んだ向かい側で暮らしているが、自宅敷地には空きが無く、駐車場や物置が無く不便なため、申請地を譲り受けて、自己用の駐車場及び資材置場を整備するもの。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。土地の所在は●●号線の●●●●の●●●●を北に入っ  
て、すぐ西に入った所です。申請地の北側に畑として耕作されている所があり  
ますが、駐車場や物置ということで、陰になることも無いと思います。別に問  
題は無いかと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。区画整理地内にありまして、当番委員が言われましたよ  
うに、●●号線から1本入った通りです。譲受人のお宅が斜向かいにあります。  
問題無かろうと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、こ  
の件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、申請地は道路の拡幅によって生じた狭小地であり、隣地で暮ら



す譲受人の宅地を経由しなければ出入りできず、農地としての利用が見込まれないことから、譲受人が譲り受け、宅地を拡張して一体的に利用するものです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●町から●●町へ入ってすぐの所で、●●●●の●●の元のあたりです。事務局の説明のとおりで、三角の小さい土地で、譲受人の土地を通らないと入れないという所です。周りにも別に支障が無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。当番委員の説明のとおりで、三角地でありまして、譲受人が使うしか使い道が無いような土地です。別に問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、3番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、譲受人はアパート経営を行おうとする者で、申請地周辺は市街化が進み住環境として適していることから、申請地を譲り受けて●戸のアパートを建築し、不動産管理会社に貸し付けて収入を得るものです。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は、●●●●の交差点から北へ行って、●●線の交差点を西に入って、すぐ北に向かった所です。道路沿いから露天駐車場をして、奥に2棟の共同住宅を建てられるということです。農業用水路を敷地の西側に新設するという事です。特に問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。この案件は、建築会社が隣地に関係する人に境界とか水路の排水の関係を説明するという事で、水利組合長も出席されて6月に現地説明会が行われました。境界の件だったり、周辺の水の処理でそれぞれの隣地の方との問題点の解決に4ヶ月かかりましたが、今現在は隣地の方全員の承諾を得たということを確認しました。そういう経過があつての転用申請と言うことです。問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、4番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、譲受人は市外に居住しているが、●●地区の親族所有の農地を耕作しており、かねてから農機具を収納する倉庫を求めており、この度、耕作地に近く、面積が適する申請地の売買の話があつたため、申請地を譲り受けて農業用倉庫を建築するものです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●の前を通りまして、250m 行った所を少し入りまして、坂道を上がった道沿いです。道路に面した所は石垣が積まれています、畑の中ほどにも若干石垣があるような所です。今耕作はされていないようですが、きれいに草刈りがされていました。雨水は道路沿いの水路に流れますし、倉庫と言うことで問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。先程の説明にもありましたように、●●●●から 250m 程行った所です。●●では家が詰んでいるような地区です。親族の土地を耕作しているということですが、譲受人の出身は申請地の西側の家で、お母さんが住まわれています。本人に聞きますと、跡取りが自分なので、自分の所の農地は守らないといけないと思い、帰ってきて耕作しているということです。この土地を取得する理由は、この度コンバインとかトラクターを買ったということで、大きい機械が入らず庭に置いていて不便ということで、申請されたものです。雨水等の関係は側溝もあるということで問題無いと思っております。●●から通われますが、隣の畑もきれいに耕作されておりますし、田も借りて耕作されていますので、問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、議案第 27 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 令和3年10月12日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件についての質問を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。8番は株式会社ですが、何をしている会社ですか。

事務局 農生産物加工、生産、販売、生産作業代行等を行っています。

●●委員 はい、ありがとうございます。

会長 他に質問はございませんか。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは同意と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、同意と決定しました。

以上をもちまして、本日提案されました4件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午前10時29分